

第122回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

令和5年10月27日（金）

開議 午前10時

会議に出席した議員（12名）

1番	香美町	見塚	修	2番	新温泉町	小林	俊之
3番	豊岡市	荒木	慎太郎	4番	豊岡市	上田	伴子
5番	豊岡市	太田	智博	6番	豊岡市	石田	清
7番	香美町	吉川	康治	8番	新温泉町	竹内	敬一郎
9番	豊岡市	前田	敦司	10番	豊岡市	村岡	峰男
11番	豊岡市	森垣	康平	12番	豊岡市	竹中	理

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 森 田 和 人
書 記 高 橋 正 人
書 記 岡 田 颯 士

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	関 貫 久仁郎
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	西 村 銀 三
会計管理者（豊岡市会計管理者）	堂 垣 真 弓
代 表 監 査 委 員	羽 尻 知 充
事 務 局 長	成 田 寿 道
環 境 課 長	和 田 哲 也
監 査 委 員 事 務 局 長	中 川 光 典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（報告第1号、第8号議案～第11号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
- 第3 議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（報告第1号、第8号議案～第11号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
 - 4番 上 田 伴 子 議員
 - 10番 村 岡 峰 男 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会宣言
6. 議長あいさつ
7. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（竹中 理） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（竹中 理） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議に欠席及び遅刻の届けはありません。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

11番森垣康平議員。

○議会運営委員会委員長（森垣康平） 11番、森垣です。おはようございます。

本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から行います。質問通告のありました議員は2名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう簡潔に行っているただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、適切簡明になされるよう要望しておきます。質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力お願いいたします。

○議長（竹中 理） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 報告第1号、第8号議案～第11号議案（専決処分したものの承認を求めることについて外4件）

○議長（竹中 理） 日程第2、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて外4件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は通告に基づき議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いします。

まず最初に、発言通告のありました4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 おはようございます。4番、上田伴子です。

すっかり秋の気配となり、朝晩の気温の差が激しく、体調管理が大変です。コロナ感染症とインフルエンザが同時流行しているような状況で、気をつけていきたいものです。

コロナ後、生活様式が随分変わって、冠婚葬祭の簡略化が進んできましたが、しかし人と人とのつながりは大事にしていきたいと思っています。

また、統一教会問題では世論に押されてやっ解散命令が出されることになりました。しかし信者や家族の救済をしっかりとやり通すまで、また政治家の後始末もしっかりとやってもらわなければならないと思います。

では、質問に移ります。大項目1つ目、ごみの分別について。構成市町の1市2町のごみ分別に

ついて、それぞれどうなっているのかお聞きします。

資料を頂き、豊岡市と香美町については9分別で全く同じ、新温泉町については20分別で細かくごみ分別をしておられて驚きました。新温泉町については、資源ごみはほとんど持ち込みがされていないように思います。今回お聞きしているプラごみについても少し少ないように思いますし、ペットボトルに関してはほとんど持ち込まれていません。これについてはどういう理由なのかお知らせください。

せっかく1市2町の施設として運営している中で、分別は統一すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。施設としての考えはどうでしょうか。

また、構成市町としてのそれぞれの考えをお聞かせください。

さらに、プラごみを燃やさないと燃えるごみの燃焼が悪いから多くのプラごみを燃やしているという話を耳にしますが、そのことについては、実際のこの施設の状況としてはどうなのでしょう、お聞きします。

大項目2つ目、ごみの資源化について。プラごみ削減への取組について聞きます。

この件に関しては毎回質問に取り上げています。私たちが真剣に取り組んでいかなければならない喫緊の課題であるからです。

令和3年6月に成立したプラスチックに係る資源循環等に関する法律、プラ資源循環法により、プラスチックのリサイクルに関するあらゆる主体におけるプラスチック循環の取組を促進するための措置が盛り込まれました。その中で、市町村はプラごみの資源循環の促進に必要な措置を講じるように努めるとあります。この施設を通してのプラごみ資源化への考え方、取組状況について、また施設が果たす役割についてお聞かせください。

リサイクルできるプラごみについての住民への周知はどのような方法で、頻度としてはどうでしょうか。施設として、また各市町としてはどうでしょうか。

持ち込まれるプラごみについては、持ち込まれる量の82から83%がリサイクルされるようです。施設内での分別についてはどのような方法、また基準でされているのかお聞かせください。

次に、2050カーボンニュートラルについて、国、地方公共団体で2050年に脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素の排出ゼロにすることを目指しています。その中で、燃やすと二酸化炭素を多く排出するプラごみの削減が大きな課題です。その観点からもこの施設が果たす役割があると考えますが、いかがでしょうか。

また、関連して脱炭素社会に向けて2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指すことを表明した自治体が増えてきています。1市2町の構成市町では豊岡市と香美町は表明しておられますが、新温泉町はまだのようですがどうでしょうか。これは2023年の9月末の統計で見ました。ぜひともこの施設がそういう役割を担って運営していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1度目の質問とします。よろしく願いいたします。

○議長（竹中 理） 答弁願います。

関貴管理者。

○管理者（関貴久仁郎） それでは、ただいまの質問のごみの分別について、1市2町のごみ分別はどのようなものか各項目についてまずはお答えします。

ごみの分別につきましては、クリーンパーク北但としまして施設の稼働に当たり1市2町の分別状況を確認した上で分類の内容を決定をしております。したがって、分別の考え方は関係市町と調整できているというふうと考えております。

ただ、先ほどおっしゃいました内容にもありましたが、新温泉町では資源ごみについて分別項目をさらに細分化して収集し、一部は独自で処理をされていますが、クリーンパーク北但へ持ち込む品目は当施設の分類に従って搬入されていますので、組合としては特に問題視を現状はしておりません。

続いて、分別が統一されていない中でのプラごみの扱いについての内容にお答えします。

クリーンパーク北但で処理をしているプラスチック類のうち、リサイクルの対象としているプラ製容器包装以外のプラスチック使用製品は燃やすごみとして焼却をしております。化石燃料由来のプラスチック類は燃えやすく発熱量が高いと言われておりますので、燃やすごみとして処理をした場合、安定的な燃焼と発電が期待できると考えております。

なお、クリーンパーク北但の施設は当初からプラスチック使用製品を焼却処理することで建設をされておりますので、無理に燃やすごみにしているということではありません。

続きまして、ごみの資源化についてのプラごみ削減への取組について、並びに2050年カーボンニュートラルについての各項目についてお答えを申し上げます。

この内容に関しましては、上田議員より昨年、2022年の10月、118回議会にも同内容を質問していただきましたが、その後特段進捗や考え方に変更がないということがありますので繰り返しの答弁となりますが、ご了解いただきたいと思っております。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラ新法におきまして、プラ製品の資源化への取組拡大がなされたことにつきましては、昨今のプラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応として当然のことであろうと考えております。この法律の中で地方公共団体の責務としまして、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じるよう努めることとなっております。また、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、組合としましてもその内容は十分理解をして運営をしております。

しかしながら、そのこと自体を達成するためには、1つとして住民の皆様の協力というものが必要不可欠であること、2つ目に今のクリーンパーク北但の施設では搬入されたプラ製品の選別、保管場所の確保などに課題があると考えております。今のところ地方公共団体の責務については努力義務でございますので、国や他団体等の動向を注視しつつ、もう少し時間をかけて関係市町とも協議しながら研究をしてみたいと思っております。

ごみの資源化についてのその他のプラごみ削減への取組について、2050年のカーボンニュートラ

ルについてに關してであります、クリーンパーク北但でリサイクルの対象としておりますプラ製容器包装につきましては、リサイクルのプラマークがついているものを分別していただいております。これまでから住民の皆様に対する分別の徹底については関係市町や組合の広報紙等に掲載し、ご協力いただくようお願いしているというところであります。また、施設の見学者に対しましてもリサイクルの必要性等を紹介するビデオ視聴や分別作業の様子を見ていただくなど、再資源化についてご理解いただけるような説明をいつも心がけております。

なお、クリーンパーク北但に搬入されたプラ製品容器包装の中には、リサイクルの対象としていないプラスチック製品や瓶、缶などの異物が混入していることもありますので、当施設でこれらを分別しております。リサイクルは住民の皆様が高い意識を持ち、取組にご協力いただけるかどうか重要となりますので、引き続き周知並びに啓発に努めてまいりたいと思います。以上であります。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 私からは、新温泉町で出される瓶、缶、ペットボトルの量が北但のほうに少ないのではないかと質問ですが、先ほども管理者から申し上げましたように、新温泉町ではリサイクルセンターを現在も稼働しておられます。そこで資源ごみについては分別されて、そちらでそれぞれ資源の業者に出されているということですので、北但への持込みが少なくなっているという状況でございます。以上です。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 答弁ありがとうございました。

それでは再質問をいたします。先ほどの答弁の中で、市長のほうから、クリーンパーク北但の施設には、プラごみの分別について国の法律どおりにしようと思えば施設に限界があるということでありましたが、それはどういう意味でしょうか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） プラスチック使用製品は今現在、焼却処理をしています。こちらのクリーンパーク北但の施設では、当初から焼却処理をするということで建設をしていますので、例えばプラスチック使用製品を新たにリサイクルするというのであれば、また分別のラインですとか出てきたリサイクル品にすべく保管する場所ということが当初からの計画でも入ってませんので、今現状もないということで、その辺りをどうするかということが問題と考えております。以上です。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 分別のラインとかそういうプラごみ全般を分別するには施設の広さが足りない、ラインがつかれないということであったかなと思うんですが、やはり2050のその目標に対して行政なり施設なりが果たす役割を考えたら、そこを充実させていかないと本当にCO₂削減、ゼロを目標とすることに対しては責任が果たせないのじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） 確かにおっしゃいますように、プラスチック使用製品を燃やすとCO₂が発生

するということで、それを抑制しようとするれば焼却しないというのが一番かとは思いますが、現実問題、この施設では今のところ対応できないということで、今後研究を進めていくということで考えております。以上です。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。今、研究を進めていくということでありましたが、具体的にはどういうことですか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） まず、そもそもそのプラスチック使用製品がこちらにどれだけ入ってきているのかというところをつかめてるわけではございませんので、そういった量的なことと言いますと、その量がどれくらいあるかっていうのをどのように把握すべきかというところをまず研究をしたいと考えております。なかなかこちらで持ち込まれたプラスチック使用製品だけを量るということではできませんので、どのような方法があるのかという研究した上でまずその量がおおむね分かれば、この施設例えば改築が必要であるとか、そういったあたりもまた研究していくことになるかと思っております。以上です。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 国としても大きな目標を掲げているわけですし、各市町もそれに基づいて目標としておられるわけですので、施設としても容量的にそういうことをやっていくところが足りないとかそういうことであればやはりもっと前向きに施設としても発信し、各市町としてもそのことについて真剣に取り組んでいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） 各市町の担当者ともどういったことで進めていくのがいいのだろうかというような協議はしてきていますが、と言いながら、施設のこともありますし、住民の皆様の協力が一番大事だということもありますので、なかなか協議としてもあまり進まないところが現状でございます。以上です。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 なかなか進まなかったら、このままのちょっとあまり進まないような状況でずっと進んでいくような何かそんな姿しか見えてこないんですけども、やはり大きな目標を2050年に二酸化炭素を排出ゼロにするというそういう目標をやっぱりしっかりと頭に掲げて、それに向かって施設としても構成市町としても努力していくことを本当に喫緊の課題として、地球温暖化対策の一つでありますのでしっかりと取り組んでいただくように要望しておきます。

先ほど、市長のほうから努力義務ですのっておっしゃいましたけれども、これはもうまさに努力義務であろうとやはりこれから先努力だけで終わらないような方向性のある義務だと思いますので、そこら辺市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（竹中 理） 関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） 努力義務という言葉自体は昨今ちょっと出てきておまして、自転車のヘル

メットもそういった感で我々には伝わっております。

当然やるべき内容としましてはそれを進めるべきだという方向性は当然感じておりますけれども、このごみのプラスチック関係に関連しましてはプラスチックという種類が今たくさんあります。一般的にプラスチックというのはいわゆる高分子物質ということで、リサイクルできるものはその方向でもちろん動いておりますし、何としてもリサイクルは難しいということは焼却というふうになっております。

そういった点におきまして、現時点での国の方針、方策に基づいて今このクリーンパークができることは最大限させていただいているということは事実ですので、それ以上のことをする場合にはその内容を国のほうから指示いただくとか、こういう方法があるからこうなさいというところがないければ、このクリーンパーク自体で研究してその解決策を見つけ出すというのはなかなか大変ですので、一応は今できる範囲の最大限をやっているという形で行っていきたいと思っています。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。今、国のほうの指示を待ちたいというような発言であったと思いますけれども、やっぱり日々暮らしている市民の健康とかそれからそういう生活を考えると、国の指示待ちという姿勢だけでは解決していかないことが多々あります。やっぱりしっかりとその市町を管理している組織とかトップとかが国に対しても物を言っていくということで、頑張ってくださいと思います。その点でよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 今、管理者のほうからも答えさせていただきましたように、北但のほうではやはり出てくるごみを処理するという部分と選別する、分別するっていう部分を主にやってきてます。そこにこの法律が来ていますが、ここで声を出して言ってもなかなか進まないという現実がありますので、先ほども申し上げましたように構成市町のほうとも一緒になってどんな動きがされるのかを見ながらできることを進めていきたいというふう考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。クリーンパーク北但施設だけでは限界があると思いますので、ぜひ構成市町のほうで協議していただいて国に声を上げるべきところはしっかりと声を上げていただきたいと思います。

それでは、次に先ほどリサイクルの対象にしていないプラ製品を分別してそれは燃やしているということでしたが、それが全体の先ほど持ち込まれる量の82%から83%がリサイクルされるけれども、それ以外のパーセンテージのものが燃やしているということでありましょか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） まず、先ほどから八十数%っておっしゃられていますのが……。すみません、その前にまずこのクリーンパーク北但でプラスチック使用製品の処理についてご説明申し上げますと、プラスチックの容器包装と言われるものがペットボトルと容器包装類ということで2つに分か

れてまして、ペットボトルは当然リサイクルしております。もう一つのプラ製容器包装っていうところの受入れ量に対して、八十数%の割合でリサイクルをしています。残りは汚れているとか異物が混ざっているものというところをのけたところでその数字になっております。

もう一つ、プラ製使用製品の廃棄物ですけども、そちらは最初から燃やすごみとして皆様にも分別していただいてこちらに持ち込みされてますので、燃やすごみとしてこちらに搬入されたプラスチックのごみ類はそのまま焼却処理をしているということになります。以上です。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 すみません、そのリサイクルできないプラ製品っていうのは例えばどういうものでしょうか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） 例えば洗面器ですとか台所で使われる水切りのかご、プラスチックの製品ですとか、あとおもちゃでもプラスチック等いろいろありますけども、そちらのほうは焼却処理をしているということになります。

プラ製容器包装のリサイクルにつきましてはプラマークがついているものを分別していただいて、そちらのほうで異物とか汚れがないものをリサイクルに回しているという状況でございます。以上です。

○議長（竹中 理） 4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 私たちもプラって印がついているものはプラ製品のほうに分別はしていますけれども、やはりそういうことが知らされてから随分たってきておりますので、時々はやっぱりそのことについて周知をするということをまた年に折を見てしっかりと住民の方に周知されるようお願いをしておきます。

洗剤で洗うことまでもしなくても、ちょっと水でさっとすれば全然大丈夫というものも汚れているからといってそっちの燃えるごみのほうに入れてしまう方もあると思いますので、そこら辺のことについても出前講座などでしっかりと住民の方に知らせていただくようお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと早いですがこれで終わります。

○議長（竹中 理） 以上で上田伴子議員に対する答弁は終わりました。

次に、10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 10番、村岡です。早速質問に入りたいと思います。

前段の問題は一切触れずに、直接質問に入ります。2月定例会に続いての質問になります。

まず、第1は2月定例議会からの8か月の間に寄せられた市民からの要望や疑問から2点質問します。

その第1は、家庭ごみを持参をして搬入の際の臭いのきつきです。搬入時には建物の外で大きな扉が開くのを待って進入しますが、進入と同時にこの扉は閉まるようになっています。臭いが外に出ないようにとのことだとお聞きをしますが、進入したプラットホームと言われるところの臭いは

相当きついものと思いますが、市民からも何とかならんのかという苦情があります。また、ここで働く職員の皆さんからの苦情はありませんか。

第2は、廃棄物を持ち込む市民から料金はどうなっているのか、いつも10キロに届かないごみを持ち込むが、料金が100円のとときやゼロ円のとときもあり、どうなっているのかという疑問が寄せられています。北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例第10条に係る別表では、計量重量10キロごとに100円と表記をされていますが、10キロは有料なのか無料なのかまずお聞きをしておきます。

次は、令和4年度決算について3点お聞きをします。

第1は4年度予算に対する討論で指摘をした事項ですが、木谷川、竹野川の水質検査の必要性について必要なしとの対応ですが、一切検討もしていないということでしょうか。施設内の水はクローズで施設内で処理していることは以前からお聞きをしていますが、煙突から吐き出される水蒸気に混じる微小な物質、あるいは重金属類は排出ゼロではありません。微量であっても、雨とともに周辺の木々や地表に降ることは確かです。ごみ処理施設がこの地に立地するまではなかった燃焼に伴う諸物質が施設周辺に舞い落ちることは、環境への変化であることは確実ではないでしょうか。計画的な水質検査が必要と考えますが、なぜ検討もしない。予算化していないなら補正予算でも検査をすべきではないかと考えますが、見解をお聞きをします。

第2は香美町の最終処分場における地下水処理と矢田川への放流について、安全だとの答弁はお聞きをしてきましたが、より安全性を確保するためにも下水道への接続を求めてきましたが検討もされていないとのことですが、必要なしとする理由をお聞きをします。

第3は、管理者挨拶の報告で発電事業に関し総売電量のうちバイオマス分に相当する電力についてはこれまでと変わらない固定価格での売電を行い、それ以外のプラスチックやゴム類など非バイオマス分に相当する電力は市場連動型としておりますとの報告ですが、搬入されるごみ類の中からどのようにしてバイオマス系と非バイオマス分と区別されるのか、そんなことができるのかお聞きをしておきます。

第4は決算関連資料として提出された、ほくたんハイトラスト株式会社の報告書類について、数点の疑問についてお聞きをします。

報告書では、当事業年度、すなわち令和4年度の純利益が前年度までに比べて大幅に増加していますが、大幅増の要因は何でしょうか。

また、このほくたんハイトラストは本店位置が豊岡市香住441番地の15とありますが、事業を行っている竹野町坊岡と異なっている理由はなぜでしょうか。

さらに疑問に思うのは、重要な親会社の状況の②の中で当社は親会社の株式会社タクマと株式会社タクマテクノスへ施設の運転及び保守管理に係る主たる業務を委託しておりますと記述されていますが、北但行政事務組合は施設の運転及び維持管理をどこに委託契約をしているのかお聞きをして、以下は答弁後にさせていただきます。

○議長（竹中 理） 答弁願います。

関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） それでは、私より令和4年度決算についてに関する予算指摘要望事項に対する対応の木谷川水質検査をしない理由に関してお答えをまずさせていただきます。

クリーンパーク北但では、プラットホームを洗浄する際に使用した水や洗車棟でパッカー車を洗浄するために使用した水など施設内で使用した水は、施設内にある排水処理施設で浄化し再利用するクローズドシステムを採用しております。したがって、下水道に排出しているトイレなどの生活排水を除き、施設内で使用した水は一切施設外へ排出していないということになるため、木谷川の水質検査は行う必要はないと考えております。

先ほど議員申されました、空気中から水の中に混じっていくということに関しては、現状はあまり懸念をしてないということであります。

なお、雨水や山水が流れ込む調整池の水質検査は、地元と締結した運営協定書に基づき年2回実施をし、検査をしております。

続きまして、香美町最終処分場の矢田川放流は下水道接続を検討すべきでないかに関して答弁させていただきます。

香美町最終処分場の管理者はあくまでも香美町であり、組合は香美町との間に覚書を締結しましてその覚書に基づいて焼却灰等を受け入れていただいているものとしております。したがって、処理水の環境保全対策など最終処分場の管理者運営等に係る内容につきましては、組合が直接的に検討すべき立場にないということをご理解願いたいと思っております。

最後、令和4年度で決算についての中の発電事業の売電収益、バイオ系と非バイオ系の分別の是非、売電単価の差の理由に関してであります。クリーンパーク北但ではごみを燃やした熱を利用して発電をしております。バイオマス発電は動物や植物から生まれた生物資源を焼却した熱を利用して発電し、再生可能エネルギーとして活用されることで循環型社会の構築に貢献し、地域環境の改善にもつながると考えております。

当施設で発電した電力は、総電力量の約7割を2016年8月からタクマエナジーへ売電をしております。売電単価につきましては大きくバイオマス分と化石資源を燃料とした非バイオマスに分けておりますが、バイオマス分は再生可能エネルギーからつくられた電気として電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が保障するFIT対象電力として認定を受けて、1キロワットアワーで17.6円の固定単価で20年間は市場価格の影響を受けない安定した価格で電力の買取りが約束された契約となっております。また、非バイオマス（非FIT対象電力）は市場価格と連動した価格設定となり、前年6月から1年間の市場価格の平均値を参考にしまして、毎年価格の見直しがされております。

なお、2022年度の実績でありますけれども、売電量はバイオマス分が約55%、非バイオマス分が約45%、売電額はバイオマス分が約1億3,396万円、非バイオマス分が約8,395万円となっております。

そのほかは担当より答弁させていただきます。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 私からは、プラットホームの臭いの関係と料金の関係についてご答弁させていただきます。

まず、臭いの関係ですが、クリーンセンターの消臭対策ですが、これはごみの受入れ時間が8時半からなんです、その前、午前7時と受入れが終わりました午後6時の毎日2回消臭剤を10分間自動で散布するというふうなシステムになっております。

なお、ごみの受入れが始まってパッカー車やダンプトラックなどの大型車両によりまず持込みが重なってくる、つながってくると、ごみの投入のところの扉が開いている時間が増えるため、どうしてもごみピットの中の臭いがプラットホームのほうにも出てくることはあるということでございます。

社員の皆さんのほうからの苦情というのは特にありません。マスクもしておられますし、そういうことで状況対応していますので、そういうことはないということでございます。

次に、料金の関係です。クリーンパーク北但に直接ごみを持ち込まれます際には、そのときに頂く手数料について計量法に基づきます検定に合格した計量器を設置している。その計量器により計量した重量によって、条例で定めております計量重量10キロまでごとに100円を徴収しているという状況です。

当施設の計量器については、最小表示値というのが10キロでございます。設定しています。出口の計量で表示された重量10キロというのが出れば、100円というふうにして頂戴していることとなります。

私からは以上です。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） 私からは、まず売電収益のうちバイオマス分をどのように出しているのかということに対してお答えをいたします。

まず、こちらは燃やすごみの中からサンプル的に少量を取り出しまして、そちらの成分を調べた上でバイオマス比率というものを出しています。その比率に基づいて売電の割合で分けたもので、バイオマス分比率に応じたものがバイオマス分として売電をしているということになっております。

続きまして、ほくたんハイトラスト株式会社の決算で純利益増の原因ということでございますが、まずこちらの運営業務につきましては、ほくたんハイトラスト株式会社と2013年に契約を締結して、毎年度適正な業務委託料を支払っております。この契約に際しまして、ほくたんハイトラストから2035年までの長期収支計画が示されております。この収支計画におきまして、収入は毎年度おおむね一定額を計上されており、費用面では特に施設の点検、修繕などの維持管理について計画的に実施されることにされており、その額は毎年度一定ではございませんので、当然純利益についても年度ごとに変動がございます。

企業努力等による経費の削減などの詳細な部分については把握はしていませんけれども、その収支計画ではそもそも2022年度はそれまでの期より多い純利益が計上されてるということになっております。

最後に、ほくたんハイトラストの事務所の住所がなぜここではないのかということでございますが、こちらはクリーンパーク北但の施設でございまして、その中に事務所を構えるというのはちょっと都合が悪いということで、別のとこにされていると聞いております。以上でございます。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 それでは、質問の順番から若干の再質問をさせていただきます。

まず、臭いの問題なんですが、朝7時と6時に消臭剤を散布と言われるんですが、そうすると、ちょうど昼頃に持ち込むと臭いは最高値になる。本当に私も何度か持込みもしたんですが、すごい臭いがするんですね。職員の皆さん特別苦情はないって言われたんですけども、本当にないんですか。僕はもうある意味では、こういう失礼な言い方も分かんけども、麻痺してしまうのかなと、苦情がないんだったら。

以前に、例えばこの施設の前の岩井にあった施設で消臭対策としてピットとプラットホームの間にエアカーテンを入れるとか、あるいは常時消臭効果のあるものを置くとかいろいろ対策を講じられたように思うんですが、例えばピットとプラットホームの間のエアカーテンみたいなことも含めて、対策は一切今のところでは考えていないということなんでしょうか。考えていないとするならば、市民からの苦情はありますから、一度、朝と夕方にくだけでは私は足りないなど。先ほどは昼頃と言ったけども、6時の消臭剤まかれる、夕方の3時とか4時になるともつきつくなるわけですので、一度検討願いたいと思うんですがどうですか、エアカーテンも含めて。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 私どものほうは、来られる方に臭いがせんなっていう声をたくさん聞いておりました。臭わないということは言い切れませんが、それほど思ったより臭いはしないというふうに、そういう声をいただいているというふうに認識しております。

それと、先ほども申し上げましたプラットホームについては、どうしてもピットのところのドアが落とすときには開くというふうになって、どうしてもその空気の動きっていうのが出るんですが、このピットの中の空気については燃焼のときの空気に利用する。つまり吸い込ませている。プラットホームのほうに出ないように減圧しているというような形で、ピット内の負の圧力を維持して臭気を燃焼の分解のほうに使っているというようなことでございます。そういうことですので、できるだけそういうような対応も当初からしてきているということと、それともう一つ、プラットホームにどうしてもごみが落ちます。ピットの中に直接入れながらどうしてもこぼれる部分があるので、それについては社員の皆さんが一生懸命すぐ掃除したり、持ってこられた人がこぼれたらすぐ掃除するというような対応もしておられますので、そういうことで対応はできているというふうなことでございます。

今後またそういうことが、どうしてももう鼻が曲がるほど臭いがして困るということがあるようでしたら、また何か緊急にできるようなことがあれば、また研究はしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 臭いの感知というのは個人差もありますから、こういう臭いがせんと言われた人っていうのはあまりその感知力がないのかななんて思っちゃったりするぐらい、私は何度か来るたびに臭いのきつさを痛感をしてきました。特に岩井とここの施設で今現状で臭いのことから言うと、以前には汚泥は入ってなかったんですね。今は下水汚泥が入るとるんでしょ、ピットに。その分だけでも臭いはきつくなるはずですから、対応をお願いしたい。

前回の質問のときに、私は下水汚泥を肥料化という問題も質問したんですが、その肥料がなかなかどどん使っていただけないという理由の中に、一つは元が汚泥だっていう問題と、もう一つは臭いなんですね。この肥料でも臭いがあるわけですから、同じものがここに入るとるとなると、ピットの中での臭いっていうのは相当出るはずだと思いますので、対応は、あまり聞かんと言われればそうかということになるんですが、私はそうではない、私自身は相当臭ったという経験がありますので申し上げておきたいなと思います。

それから、料金の問題ですね。これは市民の方からどうなるとるんだという。普通では、普通ではっていうのは失礼かも分かりませんが、毎週毎週市民が自分で持ち込むなんていうのは想定外だと思うんですが、その想定外であっても持ち込まれた市民の方がいるんですね。その方がいつも同じように持っていくのに、ただと100円とどう違うんやというところから私のところにも言ってこられて、いろいろ私もお聞きをしてきたんですが、ただその方の問題ということではなくて、今改めて別表も見たら10キロまでごとにとこうあるんですが、いわゆる通告で資料を下さいと。10キロは有料かどうかと。そしたら今10キロは有料と、こう言われるんですが、いわゆる10キロ未満という場合に10キロは入らないですね。だから10キロごとと言われるのはゼロから10、11から20、21から30という10キロ刻みだと思うんですが、ちょうど10キロっていうのは、11キロから20キロが100円ですから、10キロはゼロに近いのじゃないのかなと思うんですが違いますか。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 先ほども申し上げましたが、計量器の表示を10キロっていうのを最小表示にまずしているということになります。計量器というのは計量法で決まってまして、検査を受けているんですけども、検定するときの公差とか使用するときの公差というのがその計量器の大きさによってこれぐらいはもう差の範囲ですよっていうのが認められています。それがこの場合でしたら10キロあるいは20キロっていうところが出てきます。そうなってくるとその範囲内、例えば10キロのもの、5キロのものを持ってこられたとします。本当5キロかどうかは別にして。その場合に、公差を考えると今言いました5キロ、10キロっていうことになるとその差の範囲内に出てくる可能性がありますので、その分をきっちり10キロまでごとにしていてと持ってこられる方によっては相当の不公平感といいますか、公平性が保てないような状況も起こるといようなことがありますので、当初からその辺をできるだけ皆さん不公平にならないようにということで四捨五入という形で10キロになるのは四捨五入、15キロから20キロになるのも四捨五入というふうな形で設定にはなっております。それで5キロということで上も下も不公平が一番少ないレベルじゃないかというようなことでの設定になっておりますので、ただ持ってこられる人が私は5キロ持ってきたって言われ

でも、その5キロが本当の5キロかっていうのは誰も分かりませんので、あくまでもこちらに持ち込まれた計量器の判定による、検査を受けた計量器の判定によるということで対応しているところですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 私が先ほど質問したのはその5キロか10キロかじゃなくて、10キロはゼロから10キロ、11キロから20キロが100円になる。だから10キロっていうのは未満だからゼロ円になるんじゃない。だから計量器が10キロごとっていうのは、それは分かってます。それは理解はします。ですから計量器で11キロ、12キロっていうのは出ない、それは。いうのも、それはもうあんな大きなダンプやら何トンという計量の計量器ですから、細かに1キロ単位が出ない、量れないなんて当然それは分かるんですよ、理解するんです。そのことはいいんです。そのことはいいので、10キロっていうのは、1から10っていうのはこの計量の関係からいくと10キロっていうのは未満でしょ。10キロ未満と考えたらゼロ円になっちゃう違いますのん。11キロから20キロの間が20キロの表示をされる。だから四捨五入と言われたんで、14キロは10キロになるというのも分かります。だから6キロ、7キロも10キロになるというのは分かるけども、たださっきから言う10キロ未満っていうのはゼロになるんじゃないかなと。だからこの規則が10キロ未満とは書いてないからその問題でどンドンどンドン言う気はありませんけども、10キロまでごとというふうに規則はなってますから、そうすると10キロまでごとだったらゼロから10キロまでは100円に該当しないと違うんじゃないかなと思えるんですが違いますか。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 今も議員おっしゃいましたように未満とはどこにも書いてありませんし、この言葉の意味ですが、計量重量10キロまでごと、10キロまでというのは1キロも10キロまでです。6キロも10キロまでです。ですから、までごとに100円をとというのがこの条例で料金の単価出していますので、10キロは当然10キロまで、10キロそのものですからもう100円ですし、7キロも、までごとでこの言葉だけでいくとそうなるんですけども、そうではなくて先ほど言いました設定の仕方になってるということですので、未満ではなくて、までごとですので、100円をお願いしております。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 若干疑問は残りますが、そのくらいにしときましょう。

それから、決算の関係で何ばかお尋ねをしました。

まず、木谷川の水質検査は私はせなきゃいかんと今も思ってます。管理者の答弁の中でも、いわゆる場内の水はクローズだから、あるいは施設で使つとるから外にも一切出してないと。それはいいんです。そのことを言つとるんじゃないんです。質問も言いましたように、煙突から水蒸気と一緒に微量ではあってもゼロではないでしょと、排出される有機物が。である以上は、その煙突から出た物質がそれは雨とともに、あるいは風とともに地上に落ちる。そして雨水で雨と一緒に流れて木谷川に入る。そのことを私は否定できないと思うんですよ。だったらそれに合わせて検査をするっていうのは、検査をすると莫大なお金が要つというんならそんなに言わないけどもそんなに費用

が要るものではないと思いますから検査はして、そして大丈夫ですよという安心感をみんなが持つていうのは私はそんなにこだわってしないということではないと思うんですが、違いますか。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） まず排気ガスの関係ですけれども、排気ガスのほうも当然排気ガスとして出る分についての検査はしております。当然、国の基準以上の自主保証値を超えるようなものではないという状況がまずあります。

それと、言われるようにそれが空気中に飛び出して雨が何かでまた落ちるんじゃないかというふうなことでございますが、それについても地元とのいろんな協定の中で4年に一度この周辺の地点での土壌調査をするということにしておりまして、ちょうど今年度がその年になっておりますので、今これから土壌調査、近隣の9か所についてやっ払いこうということでございます。そこで問題がないということが分かりますので、そういうような対応で行ってきているということでございます。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 4年に一度土壌調査をされるわけですが、そのときに一緒に水質調査もしたらいいじゃないですか。木谷川の水質調査はしないんですか。土壌調査はするけども、川の水質調査はしない。これはもうずっとこだわっておられるんですか、しないことに。どうですか。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 管理者のほうからも申し上げましたように、まず水については出してないの
で水質調査は木谷川については出してないからする必要がないということです。

出してないものをする必要がない。けれども、今言われた雨水がどうしても調整池のほうにたまって、そこからそこにたまるということなんでそこはする。そこは毎年2回している。それが放流されるということになりますので、出ていくわけですから、そこで出ていなければ川をする必要がないということに理屈上はなりますのでそれで動いているということですし、土壌調査は心配しとられる、たまる可能性があるって言われましたけども、川だったらもう流れちゃいますので、もし何かあったとしても調査する必要がないというのが考え方で来ております。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 場内の問題は一切今回質問してません。煙突から水蒸気と一緒に出るから、4年に一度は土壌調査をすると、周辺のね。それはそれで当然だと思うんですが、だったら水質検査もしたって間違いじゃないと思うんですが、もう一回だけ、間違いじゃないと思うんですが間違いですか。水質検査をすることは間違つとるという判断ですか。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 間違いとか間違いでないとかいうことを言っているのではなくて、する必要がないことを言っておりますので、もしされるんでしたらされる方はされたいと思いますけども、ここの施設としてはする必要がないという考え方でございます。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 必要がないと言われるけど、私は必要がある。何遍も言います、煙突から微量であつ

でも流れ出るわけですから、それが土壌や木々を伝って川にいずれは流れるというのはこれはゼロではないということを申し上げておきます。必要だというふうに思いますので、これは検討しろとまで言いませんが、そう私は言うておきます。

それから、売電の関係で、管理者の挨拶だけ読むとどないして分けるんやろうと、バイオマスと非バイオマスと。思ったら、サンプルを取ってその比率を出してするんだと。そうしかしゃあないですね。ですからそれで、先ほど答弁聞きますと、管理者の答弁だったんかな、この単価をバイオマス系は17.6円と言われたんだけど、非バイオマスは年次変わるけども、今年の2022年はって言われたから、この単価を言われるか思ったら言われなかったんですが、非バイオマス系の売電単価ってというのは、このバイオマスとの関係で言うとも非バイオマスのほうが高いように思えるんですが、何ぼですか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） 売電単価につきましては1年に1回見直しをしております、今年の8月からの単価を申し上げます。

まず、バイオマス分につきましては先ほどから出てますように17.6円で、非バイオマスにつきましては3つに分けておまして、まず夏期の平日の昼間、夏期といいますと7月から9月までですけども、昼間が8時から22時、こちらが27.34円で、その他の季節の平日の昼間ですけども15.07円、休日、夜間ですけどもこちらが14.94円でございます。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 えらい単価が違うんだなと思いましたが、分かりました。サンプルでそういうことですので、それ以上は、じゃあこの問題は置いときましょう。

それから、最後にほくたんハイトラストの関係で数点質問したんですが、まずここはクリーンパークだからその契約をしている運転あるいは施設の業務をやってくれる契約先の事務所はここには置けないというのは分からんわけじゃないんですが、豊岡市香住441の15っていうのはこれはかすみが丘の住宅地の中の普通の家の住所ですね。普通の民家であるんですが、それに間違いありませんか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） すみません、そちらがどのような建物かっていうのはこちらでは把握はしておりません。以上です。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 建物の形状はそれは把握されなくてもいいですけども、いわゆる契約先でしょ。こちらが契約をして、何億円というお金で契約をしたその相手先がどういうところなのかっていうのは当然つかんでおられると思うんですね。私もこの参考資料、提出資料を見て、ありゃ、豊岡の香住だよなと思って改めて住宅地図を見ました。そうすると、かすみが丘という住宅団地、豊岡市が造成をした、その中の一画。住宅地図見たら、個人の名前になっとるんですよ。個人名に。だから個人名の住宅に会社の本店を置いたらいかんという法はないでしょうけども、何億円という契約をす

る相手先がそんなことでいいのかなと。ましてや住宅地のど真ん中に営業所を置くっていうのも、これも不自然だなということだと思うんですがどうかなということと、もっとついでに申し上げますけれども、壇上でも言いましたけれども重要な親会社との状況の中のこれはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。当社は、ハイトラストですね、親会社の株式会社タクマと株式会社タクマテクノスへ施設の運転及び保守管理に係る主たる業務を委託しております。このタクマとタクマテクノスへ業務を委託をしてると。北但は、このハイトラストと契約ですね。契約をしたハイトラストは、さらに自分のとこの親会社に業務を委託をしてると。これはどう理解したらいいのでしょうか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） まず会社の住所でございますが、そちらで法人登記をされてると聞いております。

続いて、ほくたんハイトラストとタクマとタクマテクノスの関係ですけども、株式会社タクマっていうのが親会社でございまして、そちらが今までの経験とか建設にも関わってまして、当然ノウハウはよく知ってる。こちらはほくたんハイトラスト、ここの処理をするためのグループ会社といえますか、構成された会社になりますので、そちらとまず契約をしまして、実際の業務はほくたんハイトラストというところでやってるんですけども、例えば重要な事柄ですとか、ちょっと困ったなというようなときは、親会社のほうに相談をかけたというように運営されてると聞いております。それですとか、施設の点検ですとか修繕というのは、こちらのほくたんハイトラストの従業員でできる部分もございますけども、当然できない部分もございますので、そちらは親会社のほうと相談しながらされてるということで聞いておりますので、そういった関係を委託ということとしておられると思っております。以上です。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 まず本店の住所の問題、これはどこに置かれることがええとか悪いとかっていうことはやっぱりしっかりつかんでほしいのと、住宅地のど真ん中なんだということは特に最低限つかんでおいてほしいなど。私も見てびっくりしたんですよ。普通の個人の名前が入ってます、住宅地図の上では。その方がどういう方か、ここの関係者かどうかも含めて分かりませんが、そういうところだということ。

それから、今言われたこの表現でいくと、この親会社との間の取引に関する事項という中の先ほど施設の運転及び保守管理に係る主たる業務を委託をしてると。この表現というのは、私、今、和田課長が答えられたような、何か重大なことがあったときに相談してる、あるいは技術指導を仰いでという類いの問題ではなくて、主たる業務を委託をするとなると、このハイトラストは自分とは何にもしないで、北但から委託を受けて、まるっぽもう一遍その自分の親会社に委託をしてるというふうに、悪く言ったら取れるんですよ。それは事実と違うがなということであれば、この事業報告は正確ではないよということをやっぱり指摘をしないといかんのじゃないかなということ 생각합니다。

それともう一つ言うと、使用人の状況、使用人数は3人とありますね。北但で働いとられるプラ

ットホームの職員の皆さん、分別からたくさんの方の職員の方が働いておられるんですが、その人たちはこのハイトラストの従業員ではないんですか。ハイトラストが雇用してるというんか、それは非正規かもしれませんがハイトラストの従業員ではないんですか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） まず、ほくたんハイトラスト株式会社自体が株式会社タクマと株式会社タクマテクノスによりまして設立された特別目的会社、ここのごみ処理をするということで設立された会社でございます。

その中で従業員ですけども、その特別目的会社SPCですけども、そのSPCの従業員が3人いるということで、あとそのほかの従業員の方につきましては、タクマテクノスの従業員であったりということになりますので、ハイトラストの従業員としては3人ということで、これ上はなってるということでございます。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 最後に言われたタクマテクノスの従業員さんですか、ここで現に働いている皆さんは。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） そのとおりでございます。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 そしたら、いよいよこのハイトラストという会社は何してますの。ここと契約をして、ここの運転及び保守管理を委託をしたわけでしょ。タクマテクノス、このハイトラストに。そしてそれでいて3人で、実際に仕事してる皆さんはその親会社であるタクマテクノスが雇用してる。非常に不明確ですね。タクマテクノスと契約をして、そこが従業員を雇ってここで働いておられるというんだったら分かるけども、ハイトラスト株式会社と契約をして、従業員はうちとこでない。そんな契約の仕方があるのかなという点で大変疑問に思うんですが、どうですか。

○議長（竹中 理） 和田環境課長。

○環境課長（和田哲也） まず、先ほど申し上げましたが、ほくたんハイトラスト株式会社につきましてはこのクリーンパークでごみ処理をするという特別な目的を持った会社ですので、そのためにここだけでつくられた会社ということになりますので、そこでクリーンパーク北但で処理をしていただく、運営をしていただくというのはそのほくたんハイトラストと契約をさせていただいてることになります。ほくたんハイトラストは、先ほども言いましたけどタクマやタクマテクノスが目的を持って設立された会社ですので、その目的というのはここで処理をするというところで、タクマテクノスで採用した従業員さんをこちらのほうで働いていただいているということになってるかと考えております。以上です。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 非常にくだいようなんですが、それならばほくたんハイトラストっていうのは何をしとる会社ですか。今言われたように、そこと契約をしたけども実際に働いている皆さんはタクマテクノスの従業員だと。なんでしょ。そしたら、ハイトラストっていうこの会社は3名で何にもして

ないでしょ。ペーパーカンパニーですか。

○議長（竹中 理） 関貫管理者。

○管理者（関貫久仁郎） 今、会社の内部の構成に関してのいろんなやり取りありますけども、私もこれができるときに内容知ってるわけじゃないんですが、今資料見ましたら3人しかいないという従業員の方なんですけれども、その従業員の方の役割はこの館全体、ごみ処理という内容に関連する業務でやはり資格者が必要なんですよね。その資格者たる人材として重要なその資格がないとできないということがありますから、そのポジションの方がいらっしゃる。実際に現場作業になりますと、そういった資格者の下でももちろん働けばいいんですけれども、この会社自体がここが恒久的に続く、その会社の下になればできるんでしょうけども、ここが次の段階で契約更新とかで外れるか分からないという点で考えますと、会社としてはリスクがある。代表たる、接する会社は3人ですけれども、運用するには重要なポジションとして人材を置いてますから、そこが責任を持ってやっているという感はその場で受け止められます。

以下は現場の作業の方ですので、やはりその部分で考えますと委託をして以下の会社にも実際の業務をやっていただいているというのが今の状況だと思いますので、やり方としては企業のいわゆる存続に対する企業ヘッジということで、その内容が本当にトンネル会社のような形であったら困りますけれども、あくまでも責任者という面では確固とした人材を設置されておりますので、問題はないかというふうに感じております。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 答弁を聞きながら、分かったというふうになかなか思えないんですね。ここの施設の運営あるいは当社のこの保守管理のために特別に、ここの施設のために運営と保守管理などにつくられたのが、ほくたんハイトラストっていう会社だと。だからその会社が特別につくられて、そしてそこと契約をして、した以上はそこが運転や保守管理をやるという前提で契約をされたわけですね。当然契約金額も払われたと。その金額は、ここの運転あるいは保守管理等々のための費用ですよ。にもかかわらず、その契約したお金の中から元の親企業にもう一遍返して、親企業っていうのはタクマテクノスですね、返して、そこが人を雇用して実際の運転あるいは保守管理をやる。

じゃもう一つ聞かせてください。プラットホームで働いとる皆さん、あるいは分別に働いとる職員の皆さんは、タクマテクノスが雇用された方たちなんですね。

○議長（竹中 理） 成田事務局長。

○事務局長（成田寿道） 申し訳ありません。先ほどの五十数名おる従業員さん、今言われたプラットホーム等におられる皆さんですが、タクマテクノスのほうの雇用だというふうになんて言ったんですけれども、タクマテクノスじゃなくてハイトラストのほうの雇用になります。

ただ、組織的には運営するところでタクマテクノスの方も当然応援に来てますので、そこで一緒にやっているということでございますので、先ほどの部分で3人というのはもう先ほど言われた運営に当たる主になる事務職員で、現場でいろいろやっていただく皆さんについては、タクマテクノスと一緒にやるという意味で3人になつてるといふふうになんて今のこと考えますので、

ちょっとその辺は再度確認はさせていただこうと思います。従業員さんはタクマテクノスの従業員ではなくて、ハイトラストのほうで雇用しているというふうに訂正させていただきたいというふうに思います。

○議長（竹中 理） 10番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 ハイトラストが雇用してると言われて、そのほうがすっきりするんですね。おかしいというのを先ほどから言ってきたのはそういうことも含めてですので、であるならば使用人の状況、使用人数は3人というのはこれは非正規だから、非正規は数に入れないという豊岡市職員数と一緒にですね。だから非正規労働者も大事な職員であり労働者ですから、この表現3人ではなくて現場で働く職員の皆さんの数も入れなきゃいかんなど私は思いました。

いろいろ疑問はさらにありますが、関連会社のせっかくの関連書類ですので、しっかり私たちも見ながら健全な運営がされることをお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹中 理） 以上で村岡峰男議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

日程第3 議案ごとに質疑・討論・表決

○議長（竹中 理） これより報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて、専決第1号令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○議長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決第1号は、承認することに決しました。

次に、第8号議案北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例制定についての質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案北但行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案令和5年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

4番上田伴子議員。

○上田伴子議員 4番、上田伴子です。

第11号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をします。

まず1つ、施設の下流域の木谷川の環境保全のための水質検査を求めてきましたが、依然として予算化をされていません。実施されていません。

2つ目として、香美町の最終処分場の処理水について、下流域の矢田川の環境保全のために組合の責任でこの処理水を下水道に放流することを求めてきました。豊岡市岩井の最終処分場の処理水は下水道につなぎ、下水処理をしています。先日の台風7号でも矢田川流域には多くの被害があり

ました。そのことを考えても、最終処分場の排水を一緒に流すことはやめるべきです。

この両件とも検討を求めてきましたが、一切検討もされず予算化もされていません。よって、決算認定に反対いたします。よろしく願いいたします。

○議長（竹中 理） ほかにありませんか。

9 番前田議員。

○前田敦司議員 9 番、前田敦司です。

ただいま議題となっております第11号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものとの立場で討論いたします。

令和4年度予算により適正なごみ処理が行われ、さらにはごみ処理で発生した熱回収による売電や資源化物の売却など、循環型社会の形成に向けて堅実で安定的な運営が行われています。また、環境学習の取組では一部コロナ禍でやむを得ず中止したイベントもありましたが、計画的に実施され地域との信頼関係を堅持するなど、着実に事業が進められた決算であると考えます。

よって、本決算は認定すべきものと考え、賛成の討論といたします。各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（竹中 理） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） 討論を打ち切ります。

これより第11号議案令和4年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（竹中 理） 起立多数であります。よって、第11号議案は、原案のとおり認定されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹中 理） ご異議なしと認めます。よって、第122回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会をいたします。

閉会 午前11時32分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（竹中 理） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、去る10月4日に招集されまして本日までの17日間にわたり報告1件、条例3件、予算1件、決算1件を慎重にご審議賜り、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため誠に同慶に堪えないところでございます。

環境型社会の形成の実現に向けて、ごみの資源化、減量化を地域全体で意識して取り組まなけれ

ばなりません。今後も環境啓発活動を含め運営事業者と共同して安心安全な運営にご尽力を賜りたいと存じます。

議員各位におかれましては、どうかご自愛をくださいませ一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者から発言の申出がありますので、お聞き取りください。

関貫管理者。

[管理者閉会挨拶]

○管理者（関貫久仁郎） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月4日に開会いたしました第122回北但行政事務組合議会定例会は全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりました。組合発展のために誠に喜ばしく存じ上げ、議員各位のご精励に対し心から敬意を表したいと思えます。

今定例会には私から5つの案件を提案いたしました、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先ほどの一般質問において様々なご意見、ご助言を頂戴したところですが、引き続き地域住民の皆様からも安心していただける施設運営を行うことが私ども組合に課せられた使命であると認識しております。

台風7号により被災した進入路斜面の崩壊につきましては、議員の皆様にもご心配をおかけしましたが、ひとまず応急復旧工事は完了し、現在は本工事に向けて準備を整えているところであります。取り急ぎこの件に関しご報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、今後とも施設運営の格別のご理解、ご協力を賜りますようお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。